

# 広島高速道路公社建設工事入札契約情報取扱要綱

(平成13年10月1日)

[沿革] 平成15年 4月 1日改正

平成16年11月22日改正

平成25年10月10日改正

平成26年 7月31日改正

平成27年 1月16日改正

平成28年 2月18日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第28号改正

令和7年10月 1日 総務部長通達第 2号改正

令和7年12月 1日 総務部長通達第 3号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社の発注する建設工事（以下「建設工事」という。）の入札、見積及び契約に係る情報（以下「建設工事入札契約情報」という。）の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）の趣旨を踏まえ、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における建設工事とは、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（平成10年9月29日制定。以下「建設工事競争入札取扱要綱」という。）第2条及び第4条に規定する工事をいう。

(発注見通しに関する事項の公表)

第3条 理事長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるものを除く。以下「公表対象建設工事」という。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項（特命随意契約を除く。）を公表するものとする。

(1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 理事長は、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項について、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として見直しを行い、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 理事長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 建設工事競争入札取扱要綱第3章に規定する一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）

に参加するに必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 建設工事競争入札取扱要綱第5章に規定する指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）

に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
  - (4) 建設工事競争入札取扱要綱第38条に規定する契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）の要領
  - (5) 建設工事の監督及び検査に関する基準
  - (6) 建設工事の成績の評定要領
  - (7) 談合情報を得た場合の取扱要領
  - (8) 施工体制の把握のための要領
  - (9) その他前各号に掲げる事項に関連する事項
- 2 理事長は、公表対象建設工事の入札又は見積を行う場合に、当該入札の参加資格を有する者に対して入札参加資格の有無若しくは指名の通知又は見積依頼をしたときは、当該公表対象建設工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 建設工事の名称及び場所
  - (2) 入札・見積の予定日時
- 3 理事長は、公表対象建設工事の入札又は見積を終了したときは、当該公表対象建設工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第4号、第5号及び第6号については、落札決定を行った場合にのみ公表するものとする。
- (1) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
  - (2) 指名競争入札を行った場合における指名した者の指名理由
  - (3) 入札者・見積者の商号又は名称及び入札金額・見積金額
  - (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - (5) 一般競争入札（設計金額が1億円以上の工事に限る。）及び指名競争入札を行った場合における予定価格
  - (6) 一般競争入札及び指名競争入札を行った場合における調査基準価格
  - (7) 低入札価格調査を行った場合における結果の概要（建設工事競争入札取扱要綱第38条の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由等）
- 4 理事長は、公表対象建設工事の契約を締結したときは、当該公表対象建設工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (2) 建設工事の名称、場所、種別及び概要
  - (3) 契約金額
  - (4) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 5 理事長は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第1号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。
- （公表事項の閲覧）
- 第5条 第3条及び第4条の規定による建設工事入札契約情報の公表は、総務部総務課に閲覧所を設け、閲覧に供するとともに、公社ホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 2 建設工事入札契約情報の公表期間は、原則として、公表対象建設工事を公表した当該年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。
- 3 建設工事入札契約情報の公表方法のうち、総務課閲覧所における公表時間は、前項の公表期間の

うち、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 各週の土曜日及び日曜日
- (3) 8月6日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- (4) その他特に理事長が休日として指定する日

4 閲覧者は、建設工事入札契約情報を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

5 理事長は、次の号のいずれかに該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。

- (1) 第3条及び第4条の規定により定め、又は作成した事項に係る文書を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
  - (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
  - (3) この要綱に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (施行規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号のうち、「当該資格を有する者の名簿」の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例による。

(廃止する規定)

- 3 次の規定は、廃止する。

広島高速道路公社競争入札結果等の公表要領（平成9年9月1日制定）

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 様式第10号「閲覧者名簿」を廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年12月1日から施行する。